

宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）指定管理者募集に係る質疑回答

質問項目	募集要領 5 ページの利用料金収入について
質問内容	<p>人件費や光熱水費、食材費等が高騰する中で、利用料金収入は、県民サービスの質を落とさず、赤字額をできるだけ圧縮するための貴重な財源ですが、473千円を超えた部分の2分の1を県に納付しなければならないとされています。</p> <p>前回の上限額は707千円、前々回の上限額は932千円でしたが、このような厳しい状況にあって、どうして上限額が抑えられたのか、積算根拠又は理由があればご教示ください。</p> <p>また、当協会が指定管理者となった場合、受託後に、この上限額について、協議の余地があるのか併せてお伺いします。</p>
回 答	<p>宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）の管理に要する経費は、県から支払う指定管理料及び研修寮宿泊に係る利用料金収入により賄うこととしています。</p> <p>研修寮宿泊に係る利用料金の収入額については、過年度における利用料金収入額の実績に基づき算定しています。</p> <p>なお、指定管理料については、人件費等の増加を考慮したうえで、前期となる第六期の指定管理料から増額を行ったところです。</p> <p>また、宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）指定管理者募集要領の「7 費用負担及び責任分担」に定める指定管理者が負担すべき事項について、県が特別の事情があると認めた場合は、その一部を免除することがあります。</p>